

マイナンバーカードによる保険資格確認について

【ご利用のメリット】

当院では、オンライン資格システムを導入しております。

オンライン資格システムにより、患者さんの特定健診や処方薬の情報を医師が活用できるとともに、高額療養費制度の限度額適用認定証の提出が不要になるなどのメリットがあります。

【ご利用のタイミング】

受診の都度、診療前に「カード読取機」で保険資格確認を受けてください。(操作方法が分からない場合は、中央受付4番の「カード読取機」をご利用ください。必要に応じて職員がご案内します。)

【ご利用ができない方】

次の方については、システムが未対応のため、6番窓口で保険資格を確認いたします。

- 公費負担医療（難病、自立支援医療、生活保護、県単福祉医療など）の対象の方
- 自賠責保険又は労災保険をご利用の方

【保険資格確認に伴う料金】

令和6年6月1日からの料金（医療情報取得加算）は次のとおりです。

	区 分	診療点数
初 診	① 紹介状を持参の場合	1 点
	② マイナ保険証を利用 (医師が診療情報を取得した場合)	
	③ 上記①②以外の場合	3 点
再 診 (3か月に1回)	① マイナ保険証を利用 (医師が診療情報を取得した場合)	1 点
	② マイナ保険証を利用 (医師が診療情報を取得しなかった場合)	2 点
	③ マイナ保険証を利用しない場合	

※ご不明な点がございましたら、受付職員にお尋ねください。